

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和2年4月15日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張しているものと解される。

身体的には、左大腿骨偽関節で過度に負荷がかかれば骨折し、再度骨髄炎になる可能性があるため、入浴、階段の昇降、段差等には見守り介護が必要である。

精神的には、入院中大声や奇声をあげ、寝具を破棄する等の行為があった。帰宅後も同様の行為が見られ、注意すると興奮して頭をたたく等の自傷行為が見られた。

請求人は、入院中に奇声をあげたり、食事をとらない等看護師ですら手に余る状態であり、そのような状態こそまさしく「適応行動面で著しい障害」であり、「日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」以外の何物でもない。

これから苦しい闘病生活に入ることを想像するたび、暗澹たる気分になる。それゆえ、たった1回1時間弱のセンター職員のおざなりとしか考えられない訪問聞き取りによって請求を却下されたことについて、不満が募る。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年11月27日	諮問
令和3年1月22日	審議（第51回第2部会）
令和3年2月25日	審議（第52回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 条例及び規則（受給資格認定の要件と手続）

ア 重度手当の支給には、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要である（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けなければならない（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、規則7条1項及び2項）、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査するものである（規則8条1項及び2項）。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

イ 条例別表（別紙１）一の対象者は、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」とされている。

また、条例別表（別紙１）二の対象者は、「重度の知的障害であって、身体の障害の程度が次の各号のいずれかに該当するもの」とし、当該各号には、「（一）両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの（二）両耳の聴力損失がそれぞれ九〇デシベル以上のもの（三）両上肢の機能に著しい障害を有するもの（四）一上肢の機能を全廃したもの（五）両下肢の機能に著しい障害を有するもの（六）体幹の機能障害により座位又は起立位を保つことが困難なもの（七）心臓、じん臓又は呼吸器の機能の障害により自己の身の日常生活活動が極度に制限されるもの（八）前各号に掲げる程度以上の身体障害を有するもの」が挙げられている。

(2) 東京都重度心身障害者手当取扱要領

ア 重度心身障害者

重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領（昭和４８年８月１日付４８民障福第４２５号民生局長決定。以下「本件要領」という。）第２・３・(1)によれば、重度手当支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」（条例１条参照）、すなわち、「一般に重度心身障害者といわれている者（身体障害者手帳１～２級、愛の手帳１～２度相当者）とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された重度心身障害者ともいふべき者であり、障害が

永続し、将来にわたって、その障害そのものも、またその障害が原因となって引き起こされる諸々の複雑な介護を要する状態も改善される見込みの極めて困難な者をいう。」とされている。

イ 常時複雑な介護

本件要領第2・3・(2)によれば、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作（食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作）の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている。

ウ 条例別表一の該当者

本件要領第2・3・(3)によれば、条例別表一の該当者は、条例別表一記載の精神症状を有する者で、かつ、「ア 知的障害が非常に重く、適切な訓練指導を受けても、必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」又は「イ 重度の知的障害に加えて、適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」のいずれかの状態にあるものとされている。

エ 条例別表二の該当者

本件要領第2・3・(4)によれば、条例別表二において、「『知的障害』とは、ほぼ18歳までの発達期に起きた障害をいう。『重度の知的障害』とは、標準化された知能検査による知能指数が概ね35以下、又はそれに相当すると判断される程度の者をいう。」とされている。

2 本件処分の検討

(1) 条例別表二の該当性

本件申請書によれば、請求人の障害の状況は、条例別表二の5

号に該当する旨記載されているので、まず、請求人の障害の程度が同号に該当するものか否かについて検討する。

本件診断書によれば、請求人は、知的障害については「重度の知的障害を有すると認められる」と、身体症状については、「両上肢機能が失われているとは認められない。両下肢機能が失われているとは認められない。座位困難とは認められない。」との診断がなされている（別紙２・１及び３）。

また、「知的障害及び精神症状についての所見」欄（別紙２・４）には、知的障害について、「ひらがなの読み書きも限定的ではあるが可能。しかし、文章にして表出したり、単語を書くことは難しい。危険認知は困難で、単独外出はできない。ＡＤＬは半～部分介助程度である。以上より、重度知的障害を有すると言える。」と記載され、身体症状については、「２０１８年１１月から２０１９年８月まで、左下肢の骨髄炎に罹患し入院。入院前は小走りが可能であったが、退院後は下肢機能の低下あり、一時期は歩行困難であった。しかし、リハビリで徐々に回復し、現在は独歩が可能。自宅では歩いて移動している。通所先や外出時は車いすを使用している。両上肢は実用手。座位は支えなしで安定している。」と記載されている。

以上のことからすると、請求人は、重度の知的障害を有するものの、独歩が可能で自宅では歩いて移動しているというのであるから、「両下肢の機能に著しい障害を有するもの」（条例別表二・（五））に該当する状態であるとはいえない。

(2) 条例別表一の該当性

本件診断書では、請求人の知的障害について、「重度の知的障害を有すると認められる」との記載が認められる。診断書においてそのような記載がある場合、センターでは、条例別表一の該当性も含めて検討し、重度心身障害者手帳受給資格の判定を行う運用であるため、請求人について条例別表一の該当性を検討する。

本件診断書によれば、請求人について、上述のとおり、「重度の知的障害を有すると認められる」（別紙２・１）との診断がなされているものの、精神症状については「日常生活について常時複雑な配慮を要する程度の著しい精神症状を有するとは認められない」（別紙２・２）との診断がなされている。

そして、知的障害及び精神症状についての所見欄（別紙２・３）には、「ＡＤＬは半～部分介助程度である。」と記載されていることからすれば、請求人が、「必要な飲食物の摂取、排泄など、必要最小限の活動について、すべて介護者にゆだねざるを得ない状態」にあると判断することはできない（本件要領第２・３・(3)・ア）。

また、上記所見欄（別紙２・３）には、「著しい問題行動なし。」、「てんかんなし。」と記載されていることからすると、請求人が、「適応行動面で著しい障害が重複し、日常生活において常時精神的緊張を伴う複雑な配慮を必要とする状態」に至っていると判断することもできない（本件要領第２・３・(3)・イ）。

以上のことからすると、請求人は、本件要領第２・３・(3)のＡ又はイのいずれかの状態にある者とはいえないのであるから、「重度の知的障害であって、日常生活について常時複雑な配慮を必要とする程度の著しい精神症状を有するもの」（条例別表一）に至っているとまではいえない。

(3) 小 括

上記(1)及び(2)によれば、請求人について、条例別表に定める重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第３のとおり主張する。

しかしながら、処分庁による重度手当の受給資格の有無に係る判定は、本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるところ（1・(1)・ア）、本件診断書に記載されている知的障害、精神症状及び身体症状についての相崎医師の所見は、請求人に対する診断及び行動観察に加えて、請求人の母親からの聞き取りを踏まえて述べられたものであり、センターの専門的見地からの意見として合理性のあるものと認められる。

そして、本件診断書の所見及び所長の判定結果に基づき、重度手当の受給資格を非該当と判断するのが相当であることは、上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないというほかはない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙1及び2(略)